

自己負担額が
無料に

申請が必要

ご存知ですか？

福祉医療費助成制度

区分	子ども医療		障がい者医療	母子・父子家庭医療	
対象	受給資格	出生から義務教育終了(15歳に達する日以降の最初の3月31日)まで	義務教育終了の翌日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1～3級、4級の腎臓機能障害または4～6級の進行性筋萎縮症の方 療育手帳A・B判定の方 自閉症状群と診断された方 	<ul style="list-style-type: none"> 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童(以下「18歳以下の児童」という)を現に扶養する母子家庭の母、父子家庭の父 上記の母、父が扶養する18歳以下の児童 父母のいない18歳以下の児童
	所得等制限	無	有 市町村民税所得割額5万円以下	無	有 児童扶養手当の所得制限基準額
助成内容	医療保険の自己負担額		医療保険の自己負担額	医療保険の自己負担額	
新規の申請手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> お子さんの健康保険証 申請者のマイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書等 	<ul style="list-style-type: none"> お子さんの健康保険証 申請者のマイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書等 マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書(該当する方のみ※1) 	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 申請者のマイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書等 身体障害者手帳または療育手帳 自閉症状群については医師の診断書(3カ月以内有効) 	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 申請者のマイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書等 母子・父子家庭を証する書類(児童扶養手当、遺児手当の各証明書等) マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書(該当する方のみ※2) 	

※1 マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書が必要な方

- ・令和4年7月までに申請する方で、令和3年1月2日以降に他市町村から転入された方
- ・令和4年8月以降に申請する方で、令和4年1月2日以降に他市町村から転入された方

※2 マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書が必要な方

- ・令和4年10月までに申請する方で、令和3年1月2日以降に他市町村から転入された方
- ・令和4年11月以降に申請する方で、令和4年1月2日以降に他市町村から転入された方

※3 償還払…一度医療機関で自己負担額を支払った後、後日市への請求により医療費の支給を受ける方法

※4 世帯(同一住所も含む)と生計維持者

福祉医療費助成制度は、下表に該当する方が医療機関にかかる場合、医療保険の自己負担額が無料になる制度です。この制度を利用するには、受給者証の交付を受けるなど申請が必要です。該当する方は、早めに手続きをしてください。

生活保護法など、公的制度で医療費の助成をすでに受けている方は、対象になりません。

問合せ
保険年金課
医療・年金G
☎24-1114

区分	精神障がい者医療		後期高齢者福祉医療
対象	受給資格	精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 自立支援医療費(精神通院)を支給する旨の認定を受けた方	75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上で次の要件に該当する方 ・障がい者および母子・父子家庭の父母で各福祉医療の受給要件に該当する方 ・戦傷病者手帳をお持ちの方 ・精神障がい者、結核患者で公費負担の受給要件に該当する方 ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 ・ねたきりの方および重度、中度の認知症状態にある方 ・自立支援医療費(精神通院)を支給する旨の認定を受けた方(償還払※3)
	所得等制限	無	一部有 ・母子・父子家庭の父母の方は児童扶養手当の所得制限基準額 ・戦傷病者の方は障害児福祉手当所得制限基準額 ・ねたきりおよび認知症状態の方は市町村民税が非課税(※4)
助成内容	医療保険の自己負担額	指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内)	医療保険の自己負担額 ただし、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方は、指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内)
新規の申請手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 申請者のマイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書等 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の写し 		<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 申請者のマイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書等 障がい者の方は障がい者医療と同様 母子・父子家庭の方は母子・父子家庭医療と同様 精神障がい者の方は精神障がい者医療と同様 ねたきりおよび認知症状態の方は介護保険被保険者証、ねたきり・認知症状態の分かるもの(医師からの診断書等)、マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書(該当する方のみ※1)、後期高齢者福祉医療(ねたきり・認知症)所得制限に関する申出書

未熟児養育医療給付制度

出生時体重2,000g以下等の未熟児で、指定病院の医師が入院養育を必要と認めた医療費を市が負担する制度です。乳児の入院中に申請をする必要があります。

小児慢性特定疾病児童等の医療費助成制度

小児慢性特定医療費医療受給者証を交付されている児童を対象に、医療機関で支払った医療費自己負担額を、市への申請により助成します。

対象	助成内容	支給申請の手続きに必要なもの
「小児慢性特定医療費医療受給者証」を交付された18歳未満の児童(20歳到達まで認められる場合あり)(償還払※3)	医療保険の自己負担額(小児慢性特定疾病に係る自己負担額のほか、それ以外の医療費全般に係る自己負担額)	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 小児慢性特定医療費医療受給者証 領収証 振込先口座番号等の分かるもの

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

在宅で療養が可能な小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた児童等に対し、日常生活用具の給付を行います。

対象 市内在住の小児慢性特定疾病児童等（課税の状況などにより対象外となる場合があります）

給付種目 右表のとおり

注意事項

- ・ 障害者総合支援法による日常生活用具の給付対象の方は、障害者総合支援法での給付を優先します。
- ・ 手続きはすべて見積書による事前申請です。購入後の申請は対象になりません。

その他 申請に必要な書類等、詳細は下記へ。

問合せ 保健センター ☎23-1551

給付種目	対象者
便器	常時介助を要する方
特殊マット	寝たきりの状態にある方
特殊便器	上肢機能に障がいのある方
特殊寝台	寝たきりの状態にある方
歩行支援用具	下肢が不自由な方
入浴補助用具	入浴に介助を要する方
特殊尿器	自力で排尿できない方
体位変換器	寝たきりの状態にある方
車いす	下肢が不自由な方
頭部保護帽	発作などにより頻繁に転倒する方
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある方
クールベスト	体温調節が著しく難しい方
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある方
ネブライザー	呼吸器機能に障がいのある方
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した方
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱 <small>ぼうこう</small> を造設した方
人工鼻	人工呼吸器の装着または気管切開が必要な方

避難行動要支援者支援制度について

この制度は、災害が発生したとき、自力での避難が難しい方など(避難行動要支援者)が、避難支援等を可能な限り地域で受けられる仕組みのことです。

「避難行動要支援者名簿」を作成し、本人の同意を得た上で、避難支援等関係者(自主防災組織、町内会、自治会、民生・児童委員)に情報提供します。災害時の避難支援や安否確認等だけでなく、平常時の見守り活動にも役立てます。

対象(施設や病院などに長期入所、入院されている方を除く)

- ①ひとり暮らし老人登録者
 - ②要介護3～5の認定者
 - ③障がい高齢者の日常生活自立度B
またはCとされる寝たきり高齢者
 - ④認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上の方
 - ⑤難病患者(特定疾患医療給付受給者)
 - ⑥身体障害者手帳1級または2級を所持している方
 - ⑦療育手帳Aを所持している方
 - ⑧精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
 - ⑨その他災害時に支援が必要な方で、登録を希望する方
- ※詳しくは、市ホームページまたは直接下記へ。

問合せ 危機管理課危機防災G ☎55-9594



令和4年度の後期高齢者医療保険料について

令和4年度の保険料率は、所得割率9.57%、均等割額4万9,398円、保険料賦課限度額66万円です。
保険料額決定通知書は、7月中旬に郵送を予定しています。

被保険者均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて下表のとおり均等割額を軽減します。また、会社の健康保険等の被扶養者で、これまで自分で保険料を払っていなかった方は、被保険者の資格を得た日の月から保険料の均等割額が、5割軽減され(後期高齢者医療保険制度加入後2年間のみ)所得割額は課されません。

対象者の所得要件(世帯主および世帯の被保険者全員の所得金額の合計)

令和4年度均等割の軽減割合

43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下

7割軽減

43万円+(28万5,000円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下

5割軽減

43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下

2割軽減

※給与所得者等とは、給与所得(給与収入が55万円を超える方)または、公的年金等にかかる所得(公的年金等の収入金額が65歳未満は60万円を超える方、65歳以上は125万円を超える方)を有する方をいいます。

※65歳以上の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

問合せ 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

令和4年度の国民健康保険税について

令和4年度国民健康保険税納税通知書(第1・2期)を5月中旬に発送

今回送付する納税通知書(仮算定)は、前年度から引き続き国民健康保険に加入している世帯を対象に、前年度の国民健康保険税の年額の10分の2を暫定的にお支払いいただくものです。

納付期限	第1期	5月31日(火)
	第2期	6月30日(休)

7月中旬に、前年中の所得や加入者数をもとに算定した年税額から、今回送付する仮算定税額を差し引いた納税通知書(本算定)を送付します。

令和4年4月1日以降に新規加入された世帯の納税通知書も7月に送付します。

国民健康保険税の未就学児の均等割の軽減

津島市の国民健康保険税は、「所得割・均等割・平等割」の3方式で計算しています。このうち、「均等割」は国民健康保険の加入者数に応じて計算する金額です。

令和4年度から、国と地方の取り組みとして、子育て世帯の経済的負担を緩和するため、未就学児の均等割を半額に軽減します。7月中旬に送付する納税通知書(本算定)で適用します。

保険税納付は口座振替で

口座振替は一度の手続きで済み、金融機関等に納めに行く必要がないため、大変便利です。

市役所窓口では、キャッシュカードがあれば、その場で申し込みが完了します(一部金融機関を除く)。

問合せ 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

5 月 市 民 相 談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相 談 名	日 時	場 所	問 合
行政相談	6日、6月3日 午前10時～正午	市役所1階相談室	人事秘書課秘書G ☎24-1123
内職相談	12、19、26日、6月2日 午前10時～正午、午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	相談日のみ ☎24-3456
心配ごと相談	13日 午前9時～正午 受付は終了時間の30分前まで	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
弁護士相談(要予約)	17日、6月7日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
司法書士相談(要予約)	24日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
高齢者の健康相談	10、24日、6月7日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	11、18、25日、6月1日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益社団法人認知症の人と家族の会愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 3階家庭児童相談室	☎24-0350
年金相談(要予約)	19日 午前10時～午後3時	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	10日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
相続・登記相談(要予約) ※ただし、相続税は除く	11日、6月1日 午後1時～3時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	12、18日、6月3日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談 労働者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～正午、午後1時～4時	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・センター 移動事務所	19日 午前11時～正午	西地区子育て 支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	11、12、18、19、25、26日、6月1、2日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G ☎24-1138 ☎24-1115

津島データファイル

人口と世帯 (外国人を含む)	総 数 ……60,759人(-59)
	男 ……29,981人(-29)
	女 ……30,778人(-30)
	世帯数 ……26,853世帯(+84)
	4月1日現在、()内は前月比
市内の交通事故・犯罪 [2月]	事故発生件数 ……11件(24件)
	うち死亡者 ……0人(0人)
	犯罪発生件数 ……26件(51件)
()内は令和4年中の累計	
市内の火災	2月 ……2件(2件)
	()内は令和4年中の累計
救急車の出動回数	2月 ……260件(541件)
	()内は令和4年中の累計

今月の市税や料金など

納期限 令和4年5月31日(火)

軽自動車税(種別割)…全期 国民健康保険税…第1期
介護保険料…第2期
市営・改良住宅家賃、住宅新築資金等償還金、保育所等利用者負担金…5月分

市税の今後の納期

	6月	7月	8月
市民税・県民税	第1期	—	第2期
固定資産税・都市計画税	—	第2期	—
国民健康保険税	第2期	第3期	第4期

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。
取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、東海労働金庫、海部東農業協同組合、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)